

平成 25 年度 釧路社会人サッカーリーグ開催要項

- | | | |
|----|---------------|--|
| 1 | 目 的 | 釧路社会人サッカー連盟加盟チーム相互の連絡協調を図り、釧路地区の社会人サッカー競技の向上発展を期するとともに、併せてチーム間の親睦を深めることを目的とする。 |
| 2 | 名 称 | 釧路社会人サッカーリーグ（略称 … K F L） |
| 3 | 主 催 | 釧路地区サッカー協会 釧路社会人サッカー連盟 |
| 4 | 主 管 | 釧路社会人サッカー連盟 |
| 5 | 会 場 | 釧路市内各サッカー場 |
| 6 | 期 日 | 当該年度5月上旬より9月上旬までとする。 但し、チーム数の増減及び雨天等により、試合期間を延期することもある。 |
| 7 | 参 加 資 格 | <ol style="list-style-type: none">1) 釧路地区サッカー協会及び釧路社会人サッカー連盟に加盟登録を完了した第1種チーム及び選手であること。但し、大学連盟並びに専門学校連盟、高専連盟に加盟チームは除く。2) 本大会の成績によって上位リーグに昇格資格を得た場合、昇格に応じられること。3) 3級以上1名を含む4名以上の有資格審判員を帯同できないチームは原則登録できない。4) リーグ戦全て参加できるチームであること。 |
| 8 | 選 手 エ ン ト リ ー | <ol style="list-style-type: none">1) 参加資格を満たす選手のエントリーについて登録人数の制限はしない。但し、学生及び在学高校生の登録は1チーム5名までとし、試合に出場できるのは3名以内とする。また、在学高校生については、親権者同意書を提出しなければならない。2) 選手の登録・抹消及び追加登録は釧路地区協会に行い、出場しようとする試合の4日前までに釧路社会人サッカー連盟に「参加選手エントリー変更届」に所定事項を記載し提出しなければならない。また、釧路社会人サッカー連盟の承認を受けなければならない。3) 試合毎の選手エントリーは交替選手を含む18名とする。4) 出場選手の資格に疑義が生じた場合（未登録者等）、しかるべき調査をしチーム、個人に対し厳重に処分をする。 |
| 9 | リ ー グ 編 成 | <p>本年度においてはチーム数の減少、競技場の確保等から当該年度のチーム登録数及び作年度の成績に基づき各リーグを再編成とする。各部については基本8チーム編成とする。新規参加チームは当該年度の最下位リーグに参加する。
(各リーグのチームは参加チーム数確定後に決定する)</p> |
| 10 | 競 技 方 法 | <ol style="list-style-type: none">1) 各部は1回戦総当りのリーグ戦とする。2) 競技時間は各部80分とし、同点の場合は、延長戦、PK戦は行わず引き分けとする。3) 順位の決定方法は、①勝ち点(勝ち:3点、引分け:1点、負け:0点) ②得失点差 ③総得点 ④当該チームとの勝敗とする。4) 選手の交代は、GKを含め7名を登録し、5名の交代ができる。5) 警告は累積2回で次節1試合の出場を停止し、繰返しの場合は出場停止1試合を加える。 |

- 6) 退場を宣告された選手は1試合の公式戦の出場を停止し、後の処分は釧路社会人サッカー連盟「規律・フェアプレー委員会」にて裁定する。

11 競技規則

- 1) 当該年度(財)日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。
- 2) 試合に出場する選手及び交代要員は(財)日本サッカー協会発行の選手証を携行し競技開始30分前までに、選手証及び選手エントリー用紙を運営委員に提出しなければならない。
- 3) 各リーグで試合開始30分前に、試合がスムーズに行われるよう、当該節担当運営委員・対戦チームの代表者・担当審判員で、開催要項及び選手エントリー・ユニフォームの確認等をするマッチミーティングを開催する。
- 4) ユニフォームは当該年度の(財)日本サッカー協会「ユニフォーム規程」による。参加申込書に記載をした、正・副2着を試合時に必ず携行しなければならない。また、背番号は1番からの通し番号を基本とし、申込み時の背番号は選手固有のものとする。背番号を変更する場合は、「参加選手エントリー変更届」を釧路社会人サッカー連盟に提出をし、承認を得なければならない。

12 日程及び 組み合わせ

リーグ日程及び組み合わせについては、釧路社会人サッカー連盟で決定し、釧路社会人サッカー連盟理事総会時に報告をする。

13 入れ替え

リーグ戦終了時の最終成績により入替戦を行うが、次年度の参加チーム登録数等によりチーム編成上、昇降格しない場合もある。基本的には以下のとおりとする。

- 1) 各リーグ最下位チームとその下のリーグの優勝チームが自動的に昇格、降格を行い入替戦は行わない。1部リーグについては、7位チームと2部リーグの2位チームによる入替戦を行う。
- 2) 1部リーグ優勝チームは当該年度の道東ブロックリーグの入替戦に参加する。

14 競技審判員

帯同審判員制とし、各チームは4級以上の審判有資格者を4名以上の登録しなければならない。また、各リーグに指定された審判割当をチームの責任に於いて行う。審判員は課せられた任務の重大性を認識し、態度厳正にて積極的に責務を遂行しなければならない。

- 1) 主審・副審・第4審判員を問わず必ず審判服を着用し、且つ、審判章を徽章し、審判員証を携行しなければならない。
- 2) 主審は原則として3級以上の審判有資格者が行う。また、チームに3級以上の審判有資格者がいない場合は、当該年度中に3級の審判員資格を1名以上取得しなければならない。
- 3) 1部リーグの主審については、釧路地区サッカー協会審判委員会より派遣をし、副審・第4審判員はチームが責任をもって行う。(1部リーグの各チームは審判料として10,000円を負担する) また、各種事業等により審判員の派遣が不可能な場合は、各チームが指定された審判割当のとおり審判を行う。

15 罰則

- 1) 警告・退場の処置については、運営要項細則により裁定をする。
- 2) 試合の前後における悪質な言動や行動があった場合、その後の処置については釧路社会人サッカー連盟「規律・フェアプレー委員会」で裁定をするが、リーグ運営上著しく支障をきたすと判断した場合は、リーグ開催中であっても、そのチームを除名処分を含め厳正に対処をする。
- 3) 試合当日に棄権をしたチームは、次年度のリーグを除籍とする。但し次年度以降にリーグに復帰を希望する場合は釧路社会人サッカー連盟の承認を受けた後、最下位リーグからの復帰を認める。
- 4) 特別な事由によりやむを得ず棄権を2回以上した場合は、次年度のリーグに参加する際、順位に関わらず最下位リーグに降格とする。棄権試合の場合、相手チームに

勝点3点、得点5点を与える。

16 競 技 運 営

各リーグで運営委員会を組織し、各チーム代表者間の協議により運営委員長、副委員長を選出し、各リーグ所属の全てのチームが競技運営に携わる。

1) 雨天時の対応

試合当日または前日が雨天でグラウンドコンディションが悪い場合は、委員長・副委員長・運営委員が協議をし、試合を行うか否かを速やかに決定し当該リーグのチーム代表者及び釧路社会人サッカー連盟事務局に連絡をする。

2) 棄権チームの対応

特別な事由によりやむを得ず棄権をする場合、そのチームは棄権する試合の3日前(木曜日の午後6時)までに当該リーグ運営委員長及び釧路社会人サッカー連盟事務局に文章またはメール等で連絡をし、了承を得る。また、対戦チーム、当該試合の審判に当たっているチームにも連絡をし、運営・審判・準備・片付け等に当たっている場合は、責任を持ってその業務を行う。

3) 競技の運営

運営委員は次の業務を行う。マッチミーティングの進行役、準備・後片付け・用具の確認及び指導、選手エントリー用紙・審判報告書の確認、試合結果報告書・運営報告書の記入及び確認。関係書類を事務局に届ける。

4) 会場準備及び後片付け

会場準備及び後片付けは、指定されたチームが責任を持って行い、会場準備は試合開始30分前までに完了しなければならない。

17 表 彰

1) 各リーグ1位から3位までを表彰し、記念品を贈呈する。

18 そ の 他

1) 道東大会・全道大会・全国大会等、公認大会の出場により、試合ができない場合は、試合を延期とし、延期分の試合日程等は該当リーグの運営委員長と釧路社会人サッカー連盟間で協議をし、釧路社会人サッカー連盟事務局より当該チームに連絡をする。

2) 安全管理として、試合会場への移動、試合中、その他の事故防止は、各チームの責任においてチーム関係者に周知徹底をすること。また、傷害保険・スポーツ保険等はチーム毎に加入をすること。

3) 競技場内は全て禁煙とし、ゴミは全て各チームが持ち帰る。

4) 本リーグの試合球は、指定した試合球を使用し、各チームの持ち寄り球で行う。

19 附 則

本要項は、平成25度の釧路社会人サッカーリーグを規定するものである。

釧路社会人サッカーリーグ 運営委員会規定

- 第1条 本規定は、釧路社会人サッカーリーグ運営要項にさだめるところにより、釧路社会人サッカーリーグの円滑な運営を図るために設定するものである。
- 第2条 本委員会の名称を、釧路社会人サッカーリーグ運営委員会と称し、各部ごとに設置する。
本委員会の役員を次の通りとする。
- | | |
|--------|-------------------|
| 運営委員長 | 1名(運営委員の中から互選される) |
| 副運営委員長 | 1名(運営委員の中から互選される) |
| 運営委員 | 各チームより1名 |
- 第3条 運営委員長は、各リーグの運営全般を統括し、円滑な運営を図るものとする。競技結果については、釧路社会人サッカー連盟事務局に速やかに報告する。副運営委員長は運営委員長を補佐する。
- 第4条 運営委員は、釧路社会人サッカーリーグの円滑な運営を行う。
- 第5条 各委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
付則 本規定は平成17年度より施行する。

釧路社会人サッカーリーグ 雨天時の対応

- ◆ 試合当日若しくは前日の降雨等によりグラウンドコンディションが悪いと思われる場合は、各部の運営委員長、副委員長、当該節の運営委員が試合当日のグラウンドコンディションを確認し、中止か開催かの判断をする。
- ◆ 中止の場合は、各部の運営委員長、副委員長、当該節の運営委員が手分けをして各部所属のチーム及び釧路社会人サッカー連盟事務局に連絡をとる。
- ◆ 中止分の試合日程等は、後日釧路社会人サッカー連盟事務局から郵送若しくはメールで各チームに連絡をとる。

競技運営の業務内容 (運営委員業務内容)

- ① 試合結果記録票・運営報告書の記載
- ② 審判報告書の記載記録
- ③ メンバーエントリー用紙、選手証の確認 … 選手エントリー、背番号の確認
- ④ 審判員の資格(審判員証)、服装等の確認
- ⑤ 試合開始前の会場準備の確認及び指導
- ⑥ 試合終了後の片付けの確認及び指導
- ⑦ 雨天時の対応 … 協議及び各チームへの連絡
- ⑧ 試合球の確認
- ⑨ 試合前のマッチミーティングの司会進行

試合開始前の準備に関すること

- ◆ 準備に指名されているチームは、試合開始30分前までにライン引き、コナーフラッグの設置、簡易テーブルの設置、ラインズマンフラッグ等の備品の準備を終えなければならない。

試合終了後の片付けに関すること

- ◆ 片付けに指名されているチームは、最終試合が終了後、速やかにコナーフラッグ、簡易テーブル、ラインズマンフラッグ等の備品を競技場に設置してある工具箱に片付け、施錠をする。

釧路社会人サッカーリーグ 運営要項細則

(警告、退場を受けた競技者に対する懲戒処置について)

1. 警告を2回受けた競技者は次の1試合を自動的に出場停止とする。これを繰り返した競技者は更に次の1試合の出場を自動的に停止する。以後の処置は規律委員会で処置する。
2. 主審より退場を命じられた競技者は次の1試合を自動的に出場停止とする。その後の処置は釧路サッカー協会規律・フェアプレー委員会で処置する。
3. 退場と警告による自動出場停止を重ねた競技者も上記と同じ様に処置する。
4. 本細則による処分は原則として1シーズン内で効力を失うものとするが、本リーグ末に処分が行なわれた場合には次のシーズンに持ち越すこともありうる。その決定は釧路サッカー協会規律・フェアプレー委員会が行なう。
5. 次のようなケースでの処置は下記の通りとする。

警告2回で出場停止となる場合の事例

ケース\試合	G1	G2	G3	G4	備 考
1	C1	C2	×		警告数残らない
2		C1、C2(=S)	×		警告数残らない
3		C1、S	×		C1は残る
4	C1	C2、C3(=S)	×		C1は残る
5	C1	S	×		C1は残る
6	C1	C2、S	×	×	警告数残らない

G=試合 C=警告 S=退場

C1=1回目の警告

C2(=S)=競技規則第12条による退場

× =自動出場停止